

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約を することができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給する ことができないものを調達する とき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 企画展「岐阜新聞創刊145年記念 フランス近代絵画の祝宴」 (以下「本展覧会」という。)に出品する美術品の展示撤収業 務である。本展覧会は当館及び笠間日動美術館の所蔵作品によ り構成され、両館の作品を同一会場内で一体的に展示するため 、両館との綿密な調整の下で業務を遂行する必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 本展覧会の協約書により、笠間日動美術館の所蔵作品の輸送 及び展示撤収作業の費用負担及び手配は、日動美術財団(以下 「同財団」という。)が行い、当館所蔵品については当館が費 用負担することとしている。 ただし、共同で行う作業があるため、当館の所蔵作品の展示 撤収作業について、日本通運株式会社に委託し円滑な業務を図 るよう同財団から指定された。 以上のことから本業務を委託できるのは日本通運株式会 社の他にない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。